

議案第 21 号

橋本市住居表示整備審議会条例の一部を改正する条例について

橋本市住居表示整備審議会条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市住居表示整備審議会条例の一部を改正する条例

橋本市住居表示整備審議会条例（平成18年橋本市条例第24号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(庶務) 第7条 審議会の庶務は、建設部<u>建築住宅課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第7条 審議会の庶務は、建設部<u>都市計画課</u>において処理する。</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。